

諮問庁：法務大臣

諮問日：令和7年3月28日（令和7年（行個）諮問第82号及び同第83号）

答申日：令和8年10月23日（令和8年度（行個）答申第197号及び同第198号）

事件名：本人の相談に係る相談票等の開示決定に関する件（保有個人情報の特定）

本人からの特定日の架電に係る相談票等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1の1に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、別紙1の2に掲げる10文書（以下、順に「文書1」ないし「文書10」といい、併せて「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報1」という。）を特定し、開示し、別紙1の3及び4に掲げる保有個人情報（以下、順に「本件対象保有個人情報2」及び「本件対象保有個人情報3」という。）を保有していないとして不開示とした各決定については、本件対象保有個人情報2及び本件対象保有個人情報3を保有していないとして不開示としたことは妥当であるが、本件対象保有個人情報1を特定し、開示した決定は、取り消すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和6年11月1日付け〇〇法庶第686号及び同第687号により特定地方法務局長（以下「処分庁」という。）が行った各決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消し等を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである（一部を除き原文ママ）。なお、添付資料は省略する。

（1）審査請求書

別紙2のとおり。

（2）意見書

別紙3のとおり。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分について

審査請求人は、処分庁に対し、本件請求保有個人情報につき、法77条1項の規定に基づき、保有個人情報の開示請求（令和6年9月6日付け受付第1-1号及び第1-2号）を行った。

処分庁は、上記開示請求について、本件対象保有個人情報1につき、法82条1項の規定に基づく開示決定（令和6年11月1日付け〇〇法庶第686号。原処分1）を行うとともに、本件対象保有個人情報2及び本件対象保有個人情報3につき、法82条2項に基づく不開示決定（同日付け〇〇法庶第687号。原処分2）を行った。

2 審査請求人の主張について

（1）原処分1（諮問第82号）の関係

審査請求書別添1「不服の理由」において、「1. 開示されていないと考えられる情報があります。（身分証）」、「2. 開示されていないと考えられる情報があります。（決定通知書）」などと記載されていることからすると、審査請求人は、処分庁による本件対象保有個人情報の特定に誤りがあるとして、開示した保有個人情報とは異なる保有個人情報の開示を求めているものと解される。

（2）原処分2（諮問第83号）の関係

ア 本件対象保有個人情報2に係る不開示決定について

審査請求人は、特定年月日Nに、特定地方法務局人権擁護課から自身のスマートフォン宛てに架電があったことから、同架電時に係る何らかの記録が存在するはずであるとして、同情報の開示を求めているものと解される（審査請求書別添1「不服の理由」3）。

イ 本件対象保有個人情報3に係る不開示決定について

審査請求人は、特定年月日Pに、法務省人権擁護局調査救済課に架電し、苦情を伝えたことから、処分庁において同架電に関する記録が存在するはずであるとして、同情報の開示を求めているものと解される（審査請求書別添1「不服の理由」4）。

3 原処分の妥当性について

（1）原処分1（諮問第82号）の関係

処分庁は、審査請求人から開示請求書が提出された際に、審査請求人が開示を求める情報が「特定年月日Aから特定年月日Bまでの間に、人権擁護課で問合せや相談の際に作成された相談票などの書類一式」であることを確認し（令和6年9月6日付け対話記録書）、かかる前提の下、保有個人情報の探索を行ったところ、審査請求人が開示を求める情報に疑義が生じたことから、電話（令和6年9月27日付け対話記録書）及び書面（令和6年10月7日付け「保有個人情報開示請求について（意

思確認）」により、審査請求人に対して保有個人情報の特定に資する情報の提供を行い、これに対する審査請求人の回答（令和6年10月8日付け「回答書」、同月15日受け（原文ママ）対話記録書）を踏まえ、審査請求人が開示を求める情報を本件対象保有個人情報1のとおり特定し、これらの保有個人情報について開示決定を行った。

審査請求人が、開示されていないと指摘する「免許証」及び「決定通知書」は、いずれも審査請求人を申告者とする人権侵犯事件の記録に含まれる情報であって、処分庁が審査請求人に確認を行った上で特定した本件対象保有個人情報1には含まれていない情報である。

（2）原処分2（諮問第83号）の関係

ア 本件対象保有個人情報2に係る不開示決定について

処分庁は、本件対象保有個人情報2は作成又は取得していないとして、法82条2項に基づく不開示決定を行ったところ、審査請求人は、特定年月日Nに「法務局の人権擁護課から電話があり、数分ですが話しています」（審査請求書別添1「不服の理由」3）、「特定年月日Nには、法務局から電話が来て、かけ直している記録がある」（令和6年10月15日付け対話記録書）などと説明し、開示すべき保有個人情報が存在するはずである旨主張している。

そこで、処分庁に確認したところ、以下のとおり説明があった。

（ア）特定地方法務局人権擁護課は、特定年月日Fに、審査請求人に対する電話聴取を行っているところ（同聴取時の記録は文書4のとおり）、同聴取に先立って、同課から審査請求人に架電した事実はあるものの（日時不詳）、応答がなかったことから、審査請求人と会話するには至っていない。

（イ）上記架電後に、審査請求人から特定地方法務局人権擁護課宛てに架電があったものの、担当者が不在であったことから、応答者は、審査請求人に対して担当者が不在である旨を告げて電話でのやりとりを終えた。

（ウ）これらの対応記録等については、文書主義の原則を定めた法務省行政文書管理規則（平成23年4月1日法務省秘文訓第308号大臣訓令。以下「管理規則」という。）11条にいう「軽微なもの」として作成していない。

上記（ア）及び（イ）について、管理規則に照らして対応記録等を作成していないとする処分庁の説明に、不合理、不自然な点は見当たらない。

イ 本件対象保有個人情報3に係る不開示決定について

処分庁は、本件対象保有個人情報3は作成又は取得していないとして、法82条2項に基づく不開示決定を行ったところ、審査請求人

は、特定年月日Pについて、「法務省の人権擁護局調査救済課に電話し、（中略）困っていることを伝えました」（審査請求書別添1の5）、「法務省の人権擁護局調査救済課に電話し、苦情を伝えました」（審査請求書別添1「不服の理由」4）などと説明し、処分庁において、審査請求人が法務省人権擁護局調査救済課に架電した際の記録を保有しているとして、同情報の開示を求めているものと解される。

しかしながら、処分庁は、審査請求人が開示を求める保有個人情報 が本件対象保有個人情報3であるとの確認を行った上で（令和6年10月7日付け「保有個人情報開示請求について（意思確認）」）、不開示決定を行ったものであって、本件対象保有個人情報3について、審査請求人が法務省人権擁護局調査救済課に架電した際の記録 についての開示を求めていたものであるとする審査請求人の主張は 是認できない。

また、処分庁に確認したところ、仮に審査請求人が開示を求める保有個人情報 が、同人が法務省人権擁護局調査救済課に架電した際の記録であったとしても、処分庁においてその趣旨に該当するものは、作成又は取得していないとの説明があった。

4 結論

以上より、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが相当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|-------------------------------|
| ① 令和7年3月28日 | 諮問の受理（令和7年（行個）諮問第82号及び同第83号） |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受（同上） |
| ③ 同年5月1日 | 審査請求人から意見書及び資料を収受（同上） |
| ④ 令和8年8月28日 | 審議（同上） |
| ⑤ 同年10月16日 | 令和7年（行個）諮問第82号及び同第83号の併合並びに審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件請求保有個人情報につき、本件対象保有個人情報1を特定し、その全部を開示する原処分1並びに本件対象保有個人情報2及び本件対象保有個人情報3につき、これを保有していないとして不開示とする原処分

2 を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分 of 取消し等を求めているところ、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報 1 の特定の妥当性並びに本件対象保有個人情報 2 及び本件対象保有個人情報 3 の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報 1 の特定の妥当性について

(1) 当審査会において、諮問書に添付された開示実施に係る本件対象保有個人情報 1 (写し)を確認したところ、本件対象保有個人情報 1 は、特定地方法務局の人権擁護課において、特定年月日 A から特定年月日 B までの間、審査請求人による問合せや相談などを受けた際に作成された人権相談票、提出書類及び対話記録書に記録された保有個人情報であると認められる。

(2) 本件対象保有個人情報 1 の特定の妥当性について、諮問庁は、上記第 3 の 3 (1) のとおり説明するので、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、おおむね以下のとおり補足して説明する。

ア 人権相談を受けたときは、人権相談取扱規程 (昭和 59 年 8 月 31 日法務省訓令第 3 号。以下「本件規程」という。) 6 条により、法務省人権擁護局長の定める様式による人権相談票を作成し、相談の内容、回答及び処理の概要等を記録しておかなければならないとされているところ、人権相談における相談内容に人権侵犯の疑いがある場合には、相談者が法務省の人権擁護機関の関与を希望するかを確認の上、人権侵犯事件調査処理細則 (平成 16 年 3 月 26 日付け法務省権調第 200 号人権擁護局長通達。以下「本件細則」という。) 7 条 1 項の各号に該当しなければ、人権侵犯事件として立件することとしている。

イ 審査請求人が、開示されていないと指摘する「免許証」については、特定年月日 I の人権相談において、審査請求人が法務局の関与を希望する旨述べたため、本件細則 6 条の規定に基づき、人権侵犯事件の立件には本人確認が必要である旨を説明し、審査請求人の運転免許証の提示を受け、人権擁護課において写しを取得した。その際、審査請求人から、当該免許証の住所記載部分を隠したいとの希望があったため、当該記載部分が隠れるよう措置した上で写しを取り、住所や電話番号については、別途、審査請求人からメモ書きにより申出を受けたものから情報を取得し、人権相談票に記録した (文書 7)。通常、人権相談においては、相談者の本人確認を行う必要はなく、審査請求人から運転免許証や審査請求人が記載した連絡先のメモ書きを取得したのは、人権侵犯事件処理のためであるため、これらは人権侵犯事件記録として保管している。

ウ 審査請求人に対しては、運転免許証の提示に際して、人権侵犯事件

処理について説明しており、人権相談と人権侵犯事件の手続が区別されたものであることは、十分に理解しているものと考えている。本件開示請求書には、審査請求人が「問い合わせや相談などを行った際に作成された相談票」との請求文言があることから、対象は人権相談に係る事項に限られ、上記アのとおり、内容や性質、根拠が人権相談とは異なる人権侵犯事件記録は含まれないと解し、本件対象保有個人情報 1 を特定した。

エ 特定年月日 J 及び特定年月日 K の人権相談票（文書 8 及び文書 9）については、特定年月日 I における人権相談の継続事案であったことから、上記イにおいて確認した住所等を記録している。上記イのとおり、運転免許証の写し及びメモ書きは、人権侵犯事件の立件に際し取得したものであり、「問い合わせや相談などを行った際に作成された」ものではないこと、「私が相談した日時や応対者、内容がわかる書類」にも当たらないことから、本件対象保有個人情報 1 として特定しなかった。

オ 本件審査請求を受け、改めて執務室、書庫、パソコン上のフォルダ内等を探索したが、本件対象保有個人情報 1 以外には本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報を確認することはできなかった。

（３）検討

ア 当審査会において、諮問庁から提示を受けた本件規程及び本件細則を確認したところ、諮問庁が上記（２）ア及びイで説明する規定が存在することが認められる。

イ そこで、当審査会において、諮問書（諮問第 8 2 号）に添付された「保有個人情報開示請求書」、「対話記録書」（令和 6 年 9 月 6 日付け、同月 2 7 日付け及び同年 1 0 月 1 5 日付け）、「保有個人情報開示請求について（意思確認）」（以下「本件意思確認書」という。）及び「回答書」（意思確認に対する回答）の各写しを確認したところ、審査請求人において、人権侵犯事件記録を本件開示請求の対象から除外する意思を有していたことをうかがわせる記載はなく、上記（２）ウの諮問庁の説明でも、この点について、処分庁が審査請求人の意思確認を行ったとはされていない。また、審査請求書（別紙 2）において、審査請求人が、運転免許証の写し、メモ書き及び人権侵犯事件の決定通知書について追加の特定を求めていることに照らすと、審査請求人が、人権相談と人権侵犯事件との手続の区別を前提として開示請求を行ったとは認められない。

そうすると、処分庁としては、更なる情報提供を行うなどして開示請求の趣旨を確認し、開示請求書の補正を求めるべきであったのであり、そのような対応を行うことなく、審査請求人が開示を求める

保有個人情報に、人権侵犯事件記録に記録された保有個人情報は含まれないと限定して解釈し、原処分1を行ったことは、不当であるといわざるを得ない。

ウ したがって、本件開示請求については、開示請求者（審査請求人）に対し、改めて補正の参考となる情報を提供するなどして、開示を請求する保有個人情報が記録された文書の名称等について補正を求め、改めて文書の特定を行い、開示決定等をすべきであることから、原処分1は取り消すべきである。

3 本件対象保有個人情報2の保有の有無について

(1) 本件対象保有個人情報2の保有の有無について、諮問庁は、上記第3の3(2)アのとおり説明するので、当審査会事務局職員をして確認させたところ、おおむね以下のとおり補足して説明する。

ア 管理規則11条では、職員は、主任文書管理者及び文書管理者の指示に従い、法務省における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに法務省の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない旨規定されているところ、本件対象保有個人情報2に係る処分庁と審査請求人とのやり取りは、文書作成を要しない「軽微なもの」として整理している。

イ 本件審査請求を受け、特定地方法務局人権擁護課において、改めて執務室、書庫、パソコン上のフォルダ内等を探索したが、本件対象保有個人情報2の保有を確認することはできなかった。

(2) これを検討するに、当審査会において管理規則を確認したところ、諮問庁が説明する規定が存在することが認められ、特定年月日Nに処分庁と審査請求人が行った電話のやり取り等に関して、諮問庁が処分庁から聴取した結果を踏まえ、上記やり取りは、文書作成を要しない「軽微なもの」に該当するとして、特定地方法務局において本件対象保有個人情報2を保有していないとする上記(1)ア及び上記第3の3(2)アの諮問庁の説明に、特段不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

また、上記(1)イの探索の範囲等について、特段の問題があるとは認められない。

したがって、特定地方法務局において、本件対象保有個人情報2を保有しているとは認められない。

4 本件対象保有個人情報3の保有の有無について

(1) 本件対象保有個人情報3の保有の有無について、諮問庁は、上記第3の3(2)イのとおり説明するので、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、おおむね以下のとおり補足して説明する。

ア 審査請求人が開示を求める保有個人情報、審査請求人が特定地方法務局人権擁護課に問合せ又は相談をした記録であると解されるところ、特定地方法務局人権擁護課は、特定年月日 P に、審査請求人からの相談を受けた事実はない。

イ また、審査請求人が審査請求書及び意見書（別紙 2 及び別紙 3）で主張する、特定年月日 P に、審査請求人が法務省人権擁護局調査救済課に電話した記録についても、特定地方法務局において、作成又は取得していない。

ウ 本件審査請求を受け、特定地方法務局人権擁護課において、改めて執務室、書庫、パソコン上のフォルダ内等を探索したが、本件対象保有個人情報 3 を確認することはできなかった。

- （2）これを検討するに、当審査会において、諮問書（諮問第 8 3 号）に添付された本件意思確認書及び令和 6 年 1 0 月 1 5 日付け対話記録書の各写しを確認したところ、処分庁が、本件意思確認書において、「請求の趣旨が、保有個人情報開示請求書に記載された来所年月日及び電話年月日において、開示請求者が特定地方法務局人権擁護課との間で行った面接又は架電に係る相談票等についての開示を求めるという趣旨であれば、（中略）特定年月日 P に係る相談票等に該当する保有個人情報については、作成又は取得していないため、保有しておりません。」と説明したことに対し、審査請求人は、上記対話記録書において、本件対象保有個人情報 3 に係る請求を維持する旨回答しているだけであって、開示を求める保有個人情報は、特定年月日 P に法務省人権擁護局調査救済課に電話した際の記録である旨を述べた形跡は認められない。

加えて、審査請求人が、特定地方法務局において本件対象保有個人情報 3 を保有している具体的根拠を示していないことにも照らすと、審査請求人が開示を求める保有個人情報が本件対象保有個人情報 3 であることを前提として、特定地方法務局において本件対象保有個人情報 3 を保有していないとする上記（1）ア及びイ並びに第 3 の 3 （2）イの諮問庁の説明に、特段不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

さらに、上記（1）ウの探索の範囲等について、特段の問題があるとは認められない。

したがって、特定地方法務局において、本件対象保有個人情報 3 を保有しているとは認められない。

5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

6 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保有個人情報 1 を特定し、開示し、本件対象保有個人情報 2 及び本件対象保有個人情報 3 につき、これを保有していないとして不開示とした各決定については、特定地方法務局において本件対象保有個人情報 2 及び本件対象保有個人情報 3 を保有しているとは認められず、これを保有していないとして不開示としたことは妥当であるが、本件請求保有個人情報につき、本件対象保有個人情報 1 を特定し、開示したことは、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するなどして、開示を請求する保有個人情報が記録された文書の名称等について補正を求め、改めて文書の特定を行い、開示決定等をすべきであることから、取り消すべきであると判断した。

(第 1 部会)

委員 中里智美、委員 木村琢磨、委員 中村真由美

別紙 1

1 本件請求保有個人情報記録された文書

私が特定年月日 A から特定年月日 B にかけて特定地方法務局において（人権擁護課のみ）問い合わせや相談などを行った際に作成された相談票、報告書、日誌などの記録、私が相談した日時や応対者、内容がわかる書類、添付書類一式

2 本件対象保有個人情報 1

文書 1 開示請求者が特定年月日 C にした人権相談に係る人権相談票

文書 2 開示請求者が特定年月日 D にした人権相談に係る人権相談票及び提出書類

文書 3 開示請求者が特定年月日 E にした人権相談に係る人権相談票

文書 4 開示請求者が特定年月日 F にした人権相談に係る人権相談票

文書 5 開示請求者が特定年月日 G にした人権相談に係る人権相談票

文書 6 開示請求者が特定年月日 H にした人権相談に係る人権相談票

文書 7 開示請求者が特定年月日 I にした人権相談に係る人権相談票及び提出資料

文書 8 開示請求者が特定年月日 J にした人権相談に係る人権相談票

文書 9 開示請求者が特定年月日 K にした人権相談に係る人権相談票

文書 10 特定年月日 L に行った開示請求者に対する聴取に係る対話記録書

3 本件対象保有個人情報 2

開示請求者が特定年月日 A から特定年月日 M までの間にした問合せや相談に係る記録のうち、特定年月日 N にした架電に係る相談票等の保有個人情報

4 本件対象保有個人情報 3

開示請求者が特定年月日 O から特定年月日 B までの間にした問合せや相談に係る記録のうち、特定年月日 P にした架電に係る相談票等の保有個人情報

別紙2 審査請求書（諮問第82号及び同第83号）

1 法務局の手続きを利用した経緯

請求人は〇〇市の会社に勤める会社員でした。会社は子供を対象にした商売をしています。〇年に入社しましたが、度重なる不正や悪事があり、その都度社内通報していました。しかしながら、通報しても会社は問題の対処をせず、不祥事をもみ消すだけでした。請求人に対しては解雇するなどの嫌がらせを行いました。

緊急性を考慮し〇年に〇〇県警等に外部通報しましたが、捜査機関は面倒だと事件を受理しませんでした。警察上層部にその旨抗議すれば、警察官から脅迫等の嫌がらせを受けました。命に関わるほど危険な嫌がらせもあったため、再度警察上層部に相談しましたが、従前同様取り合いませんでした。

地方自治体で上記問題を相談すれば、相談先として法務局の人権相談等を案内されます。子供やインターネット、労働関係の問題もあり、法務局は適当な相談先です。上記の通り、〇〇の捜査機関は機能していません。人権救済の手続きは、強制力はないものの、改善を求めることができます。これらの経緯から手続きを利用しました。

2 特定年月日Cに電話で相談開始

（1）勤務先の緊急性の高い問題と（2）請求人が警察官から受けた危険な嫌がらせによる被害の2件で特定年月日Cに人権擁護課に電話で相談し、人権救済の手続きを希望しました。相談記録票や声の印象によれば、対応者は女性で人権擁護委員でした。請求人は戸籍上女性です。警察官からの嫌がらせには性被害があり、異性では理解が難しい内容もあったため同性を希望しましたが、そのまま話せば良いのになぜか面談や男性職員をすすめられました。そのため特定地方法務局へ来局することになりました。（略）

3 特定年月日Dに来所相談

説明資料を作成し、来所すると男性職員が対応しました。請求人は〇月〇日と〇日に警察官複数名から命に関わる危険な嫌がらせを受けたため、動揺していました。請求人の腕に痣が出来ていたため証明のために男性職員に見せましたが、相談記録票には残されていませんでした。この日見せた資料のうち、数枚をコピーしたのみで勤務先の問題は記録されていませんでした。（略）

4 約1、2か月毎に電話連絡がある。

特定年月日E、特定年月日N、特定年月日F、特定年月日Gに面談対応した同じ男性職員から連絡がありました。資料を確認せず、何度も同じ被害内容について尋ねられました。私の申告内容は性被害だけでなく様々ありましたが、性被害関係を尋ねられることが多かったです。1か月毎といった間隔を空けて来る連絡に思い出すことが難しかったです。また泣き出してしまい、

回答することができない時がありました。（略）

刑事告訴には時効があり、刑事告訴をすれば人権救済の手続きができません。そのため、督促したり、被害時を動画撮影した証拠資料を特定年月日 I に提出しましたが、特定年月日 J や特定年月日 K、特定年月日 L 等に資料を確認せずに請求人に連絡し被害状況を尋ねてくることがありました。（略）確認せず何度も被害を聞いてくるのを止めて欲しい、早く対処して欲しい旨訴えましたが、改善されることはありませんでした。なお、対応が遅いことについては人手不足である旨の話がありました。

5 特定年月日 P に苦情

法務省の人権擁護局調査救済課に電話し、対応が遅く刑事告訴ができず困っていること、被害を何度も尋ねられ、困っていることを伝えました。特定地方法務局に確認する旨話していました。（略）しかしながら、保有個人情報の開示請求したところ、特定年月日 P 頃に私の情報はないとのことでした。特定地方法務局からは連絡がないことから、救済課が確認をしなかったか、救済課が確認をしたものの、特定地方法務局がその旨記録を残さず、対応もしなかったかはわかりません。（略）

6 特定地方法務局から決定通知を送りつけられる。

連絡がないまま、突如〇月〇日に侵犯事実不明確の決定通知が届きました。（略）通知書を見たところ、人権救済の申立てを行ったのは〇年〇月であるのに（略）今年の〇月〇日に改竄されていること、動画を提出したにもかかわらず不明確の決定をされたことから電話で問い合わせましたが、担当者は不在でした。代わりの職員が応対しましたが、明確な説明がない上に通知内容が正しい旨主張し、何度も同じ話をさせるだけでした。電話では話ができずやむを得ず、来所するしかありませんでした。

7 〇月〇日に特定地方法務局へ

人権擁護課の対応に期待できず、詳細を知るために総務課を訪れ、保有個人情報の開示請求手続きを行いました。開示請求する経緯や目的を伝えました。（略）

その後、人権擁護課に行き、決定通知の詳細を教えて欲しいことや通知を訂正して欲しい旨伝えました。担当者が不在で課長が応対しましたが、特定年月日 C の通話音声をその場で再生し、救済の日時に誤りがあるため、訂正して欲しい旨伝えたものの通知書の通りであると主張し取り合いませんでした。なお、詳細を知りたい場合は保有個人情報の開示請求をすすめられました。担当者からの詳細説明を求めましたが、1 週間近く不在とのことでした。（略）

8 〇月〇日に連絡

〇月〇日に人権擁護課の担当者と連絡がとれたものの、明確な説明がなく切電されました。そのため来局するしかありませんでした。

9 ○月○日に来局

○月○日に人権擁護課を訪れました。担当者に決定通知に関する明確な説明や求めましたが、拒否されました。なお、この日、人権擁護課に性も含めた職員はたくさんいて手も空いていましたが、請求人が対応をお願いしても無視していました。請求者だけでなく、担当者も請求者の対応に困っていましたが、周りの職員は誰も手伝おうとせず、陰湿な環境ではありました。
(略)

救済されていないため、元々の問題は解決していません。被害も増えてしまいました。そのため、再度人権擁護課に人権救済の申立てを行うために人権侵犯被害シートを提出しましたが拒否していました。そのため、被害シートを擁護課に置いてきました。

10 ○月○日

開示請求をしてから3週間後の月末に総務課から連絡がありました。まだ情報を探しておらずこれから手続きをすすめる旨話がありました。上記開示請求手続き後に問題が起こったため、開示期間の訂正を行いたく、期間を訂正した開示請求書を提出しに訪れました。しかしながら、開示請求の担当者はもう開示手続きを始めたと言え、新しく手数料が必要だと収入印紙の支払いを求めてきたので諦めました。また訂正書を提出しようとしたのですが、情報の訂正は、開示されてからでないと訂正できないという話をしました。(略)

11 ○月○日

○月○日、○日付で開示請求の延長通知が届きました。また、開示請求内容について確認する回答書も届きました。説明なくたくさん通知が届いている上に回答期限が設定してあり、困りました。回答書を送りたくない旨伝えましたが、開示請求の担当者は、回答しなければ開示しない旨案内するため、嫌でも通知書に回答し提出するしかありませんでした。案の定通知書は、希望通りではなく、請求人に特定の情報を指定させ同意を得るための文書だったので、請求人が書き直しました。(略)

12 ○月○日

11月1日付けで開示請求決定通知が届きました。○月○日に開示請求された書類を取りに行きました。しかしながら、開示を希望していた情報が開示されておらず、人権擁護課が保有しているはずの書類も入っていませんでした。その日開示請求の担当者は不在で、折り返し連絡してもらうようお願いします。

13 ○月○、○日

開示請求の担当者から連絡が来ました。希望した情報が開示されていない件については、請求人の開示請求方法が悪かったため、再度開示請求して欲しい旨案内がありました。話が終わらず、次の日も連絡することにな

りました。特定地方法務局の総務課の職員に苦情を伝えましたが、従前同様取り合いませんでした。（略）

■ まとめ

① 人権救済の手続きに関する決定

人権擁護課で人権救済の手続きを利用したものの、対応が遅く、資料を確認しなかったり、被害内容を何度も聞くなどの不適切な対応をされました。最終的には侵犯事実不明確の決定通知を送りつけ、途中で仕事を投げ出されてしまいました。○年○月に申立てた手続きを○年○月に申し立てたことにされ、侵犯事実もなかったことにされたため、請求人は訂正や引き続き救済措置を求めましたが取り合いませんでした。

不服の理由

請求人が救済を申し立てた日時が違います。（略）対応も遅くいい加減でした。請求人は特定地方法務局に警察官から被害を受けている動画を提出しました。動画には警察官が請求人を触ったり、脅迫したり、水を飲ませないようにした発言や行動が入っていました。

（略）職員は動画の確認もしていませんでした。（略）にもかかわらず侵犯事実不明確の決定を下すことは誤りです。請求人は法務局に相談したことや被害を受けたことを証明する証明書が必要ですが、このような事実とは異なる書面を証明書として使用することができません。侵犯事実不明確であれば、怪我をした請求人の体を見せたり被害動画を提出する必要はなかったはずです。日時を変更した通知を送りつけ、請求人の問い合わせに応じなかったことは対応が遅かったことを隠蔽する改竄だとも感じます。

② 保有個人情報の開示請求に関する決定

人権擁護課が発行した通知書の訂正に応じないため、やむを得ず開示請求手続きを行うことになりました。○月○日に申立てましたが、担当者が不在であったり、開示請求方法が悪かったと非難され、○月○日になっても希望した情報を開示できませんでした。速やかに開示請求を行わず、指定の回答書に回答を強要し、指定の情報を開示させるように求めることもありました。この状態では再度開示請求を行っても希望した情報は開示されず、時間もかかると考え、この審査請求を行いました。

※ 情報の取得方法についての問題

開示請求担当者の案内によれば、人権擁護課と総務課の上層部と協議して情報を開示するとのことでした。全て開示せず、誰かの判断で選択しているのであれば、開示請求する意味がありません。また、総務課が人権擁護課の部署に入り該当の記録を探すのではなく、総務課が人権擁護課にお願いして人権擁護課に記録を用意させるという方法で取得しています。正直で真面目に仕事をする職員さんしかいないのであればこの方法でも問題ありませんが、いい加減な対応をする職員さんが1名でも存在すれば、故

意に情報を渡さないようにすることもできるため正確な情報を取得することは難しいです。

不服の理由

1 開示されていないと考えられる情報があります。（身分証）

人権擁護課に求められ、身分証を渡してコピーを取られたことがあります。しかしながら、開示された情報に免許証情報はありませんでした。相談記録票内に性別や年齢欄があり、入力されていますが、身分証内容と異なります。身分証のコピーは何に使用したのか、どこにあるのか不安です。

2 開示されていないと考えられる情報があります。（決定通知書）

決定通知書に関する情報が入っていません。手書きでない文書ですし、相談記録はあるのに決定や請求人への通知情報を全く残さないことは不自然です。

3 特定年月日Nに関する不開示決定について

法務局の人権擁護課から電話があり、数分ですが話しています。請求人のスマホ等に通話録音記録がありました。怠慢で記録しなかったのか、総務課に情報を渡さなかったのか分かりません。

4 特定年月日Pに関する不開示決定について

法務省の人権擁護局調査救済課に電話し、苦情を伝えました。特定地方法務局に確認するとのことでした。①調査救済課が連絡しなかった②特定地方法務局人権擁護課が記録を残さなかった。③特定地方法務局総務課に正確な情報が渡らなかった。のか分かりません。

5 再度開示請求手続きをしなければ情報が開示されないことについて

請求人は漏れがないよう開示請求書に期間内の情報全てと希望していますし、決定通知書の訂正を行いたいため情報開示する目的を開示請求者の担当者に伝えています。（略）開示請求方法が悪いのであれば教えるべきですし、開示請求方法が悪かったと考えられません。

請求人は、元々の緊急性の高い事件を抱えています。毎日法務局も含めた通知の封筒がたくさん届きます。1日で5通届くこともあり、対応に追われています。私の相談した事件の1つは、大勢の安全や安心を脅かす緊急性の高い事件です。子供に関する事件もありました。しかしながら、職員たちは知っていながら見ぬふりでした。他者のことは他人事であり、考えられないと思うのは自然なことではありますが、法務局は子供を対象にした相談員を行っています。そのような考えを持った相談員が対応することは2次被害を増やすだけであるだけだと感じます。

遊んでいる職員さんも多かったです。来所してみれば仕事をしていませんでした。電話は定時になったら一方的に切電します。定時になるまで時間をつぶしているだけです。私の被害は、職員を楽しませるためのものではありません。

法務局で手続をする際には、被害者の辛さを伝えていました。にもかかわらずこのような追い打ちをかけるような嫌がらせを行うことはとても陰湿だと思います。

以上のことから再審査を求めます。

なお、請求人は公益通報支援をしています。特定地方法務局は仕事をせず、請求人に対して裁判を行うようすすめました。公益通報支援機関として、相談機関等で2次被害を受けることや、問い合わせや来所をしなければ、開示請求手続や民事訴訟をしなければ証明書1枚を取得することさえできないという、法務局のこれらの問題は深刻な問題だと考えています。言い換えれば、対応できないのに税金で被害を拡大させる広報活動を行い、被害者を食い物にしています。法務局が機能していないことは〇〇で深刻な事件が多い理由の1つだとも考えています。事実、請求人が救済の申立てをした後に複数の警察官による事件があり、被害者や逮捕者が出ました。請求人の被害申告が1つでも、もみ消されず公になっていれば、法務局が働きかけていればこれらの事件を防ぐことができたかもしれません。泣き寝入りせず改善されるまで行動する予定です。公益のためにも審査請求いたしました。

別紙 3 意見書（諮問第 8 2 号及び同第 8 3 号）

1 経緯

（1）法務局人権擁護課での問題により開示請求を行う

請求人は全国展開企業の〇〇支社に勤務していた会社員です。社内で不正があり公益通報したことを契機に事件に巻き込まれ、特定年月日 C から特定地方法務局で人権救済の手続きを行いました。法務局では人権相談や調査、改善措置を行っています。しかしながら、手続きは適切に進められず、最終的に〇年〇月〇日に突如手続きを終了する旨の通知が届き打ち切られました。通知書には請求人が手続きを行った日が「特定年月日 L」と記載されていましたが、実際には、〇年に行っており、事実と異なります。請求人は証拠資料を提示し日時等の訂正を求めましたが、担当課は訂正を拒否し代わりに請求人に開示請求での訂正手続きをすすめました。

（2）法務局総務課での問題により審査請求を行う

やむを得ず、令和〇年〇月〇日（添付資料では〇日の記載）に法務局の総務課で保有個人情報の開示請求手続きを行いました。そこでも同様、遅延や不適切な対応が繰り返されました。不要な回答書を求められたり、開示期限を過ぎても希望した情報は開示されず、問い合わせれば、請求人の開示請求方法に問題があったと非難し、再度の追加費用と手続きを求められました。これらの事情から行政不服審査請求を行いました。

2 意見の背景：法務省組織体制の問題

請求人は上記事件の関係で様々な機関で保有個人情報の開示請求手続きを行いました。法務局、法テラス、検察庁といった法務省管轄の組織は 1 年以上かかる等手続きの遅延が著しく常態化していました。また、虚偽の説明や日時を修正する等改竄してもみ消そうとする傾向もありました。来局すれば、笑い声で騒がしく、仕事をしていないようすや職場いじめのような光景を目にすることもありました。法務省には職員の言動を監視する部門がなく監視も行っていない。電話をすれば切電し、書面を送っても自己都合の処理を行うため、これらの問題は公になっていません。

また、同じ組織内であっても、対応者によって開示請求方法や手数料の金額が変わりました。請求人が本部に連絡したところ、各組織内で規定が定まっていない、自組織内で確認ができないため他の機関に確認した、サイトを参考にした、やり方がわからないといった声を聴くことができました。事実、法務局や法テラスのウェブサイトを見ると、広報バナーが多く、開示請求や行政不服審査のような手続きや対応案内は不十分で作り込まれていないことが確認できます。

3 意見の理由

（1）請求人の審査請求等が 2 件のみに限定されていること

請求人は資料１の通り、開示決定他、８２号、８３号以外の決定についても言及し、不服審査を申し立てました。２件に限定する判断自体が誤りです。（略）

（２）却下決定された２件についての意見

２件についても疑義があります。２件とも「記録がない」旨の却下理由ですが、理由には矛盾が多いです。法務省は請求人の主張を「〇〇と解される」と記載している通り、請求人に確認することなく、請求人の主張を法務省都合で変更し、不確かな理解であると主張したまま、判断を下しています。

４ ２件について

（１）８２号の理由説明書の３ 原処分の妥当性（上記第３の３（２）を指す。）について（略）

① 法務省や処分庁が主張する事実はありません。

法務省の理由説明書に、「処分庁は、請求人の求める情報に疑義が生じたことから電話と回答書から開示を求める情報を特定した」旨記載がありますが、そのような事実はありません。処分庁から請求人への電話での確認は行われず、請求人は回答書にも拒否の意思を示していました。

速やかな開示を望んでいた請求人に対して、確認や開示を行わず、用意した回答書に記入しなければ開示をしない旨、郵送で回答書を送るよう求められました。この処分庁の行為は、「虚偽の事実を作成する」のために行われたものです。請求人は、法務省に処分庁職員との電話のやり取りの録音や回答書を提出し審査請求を行いました。回答書の通り、請求人は処分庁の希望通りに記入していません。また、電話で確認したのであれば、その後請求人に確認の書面は送らないはずですが、法務省の主張に矛盾があります。このように処分庁は仕事をしなかった事実を、請求人に電話や書面を送り確認の「仕事をした」という内容に変更しています。（略）

また、請求人は、漏れや齟齬を防ぐため、書面以外でも総務課に上記人権課との経緯や開示請求の目的を伝えていました。「など」「内容、添付書類一式」とすることで、一括で情報開示ができるよう書面の記載方法も工夫しました。明らかな証拠資料を示しているにもかかわらず、法務省は理由説明書で「処分庁が特定した情報ではないため、開示しない」旨主張しています。（略）このように、処分庁が用意した回答書は請求人の希望する情報確認のために行われたものでなく、行政不服審査請求等を見越した、「特定した情報ではない」という主張を正当化するために行われています。

② 通知書と免許証について

通知書は、開示請求時に写しを提出し処分庁が受け取っています。ま

た、開示請求書にも通知書に関する内容を記載しています。（略）

「免許証は人権侵犯事件の記録に含まれる情報」と主張していますが、免許証は法務局の人権課から提出を求められたものです。法務省の相談記録内にも請求人の免許証情報から取得したと思料される情報（氏名情報等）が入力されており、人権侵犯事件範囲外での請求人の情報の使用を確認しています。

（２） ８３号の理由説明書の３ 原処分の妥当性（上記第３の３（２）を指す。）について

① 特定年月日Nの記録について

通常、行政機関では折り返し連絡や応対履歴のために簡易でも記録を残すのが一般的です。請求人のスマートフォンにも処分庁との録音音声や発着信記録が保存されています。理由説明書によれば、請求人が行政不服審査を行った令和７年１月１７日以降に、法務省が処分庁に確認を行っていますが、処分庁に「請求人の架電記録がない」のであれば、処分庁の職員が○年前である○年の架電を記憶で覚えているということになり不自然です。また、理由説明書には、「日時不詳」とも記載があります。請求人の提出した証拠を参照せず、そのような一方側の曖昧な記憶を事実と判断することは不当な判断です。（略）

② 特定年月日Pの情報について

請求人は、法務省の人権擁護局調査救済課に電話し、特定地方法務局の苦情を伝えました。人権擁護局調査救済課は特定地方法務局に確認する旨話していました。確認を行ったのであれば、「請求人が人権擁護課に苦情を伝えた」という情報が特定地方法務局に記録されるはずですが、当初、請求人が処分庁に確認したところ記録がない旨の説明があり、開示請求結果も同様でした。事実であれば、①調査救済課が確認しなかった②特定地方法務局人権擁護課が記録を残さなかった。③開示請求を行った特定地方法務局総務課に正確な情報が渡らなかった。といった原因が考えられます。

理由説明書には、「請求人が人権擁護局に架電した記録を希望していると解される」旨記載がありますが、上記の通り、その記載は法務省都合による記載です。請求人が東京の人権擁護局に架電した記録を希望しているのであれば、特定地方法務局ではなく、東京の人権擁護局に開示請求を行っています。

５ まとめ

上記の通り、法務省では情報管理や組織体制に問題があり、開示請求の手続きが難しいです。請求者ではなく、開示側が指定した情報を開示させる手続きになっています。元々本件の開示請求は、法務局職員が手続を途中で放棄し、開始時期を遅らせるといった不適切な行為により行いました。本来で

あれば開示請求する必要はありませんでした。法務省の主張通り、請求人の情報を保有していないことが事実であれば、適切な記録や情報管理がされていません。嘘に嘘を重ね、事実の改竄も常態化しています。請求人の提出した資料の確認不足もあり、自己都合で判断を下しています。行政機関の異動時期である4月に届くよう請求人に通知する行為も、「送りっぱなし」で新任者に仕事を押しつける行為で無責任でした。

本件は法務省を挙げた例ですが、他機関でも適切な開示が行われないことがあります。情報を保有する側での開示方法の設定や開示する情報の選択が可能であるためです。請求先によっては適切な開示が行われないという実態があります。行政の手続きに対する不信感から、改善と問題周知のためもあり意見書を提出いたしました。ご確認いただけましたら幸いです。何卒よろしくお願いいたします。

6 添付資料（略）